

令和 6 年第 1 回臨時会

河津町議会会議録

令和 6 年 1 月 31 日 開会

令和 6 年 1 月 31 日 閉会

河津町議会

令和6年河津町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月31日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○閉会の宣告	15
○署名議員	17
○議案等審議結果一覧	19

第 1 日

1 月 31 日（水曜日）

令和6年河津町議会第1回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和6年1月31日(水曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度河津町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 4 議案第 1号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 令和5年度河津町一般会計補正予算(第9号)

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	臼井理治君

防 災 課 長	村 串 信 二 君	水 道 温 泉 課 長	友 田 佳 伸 君
教 育 委 員 会 長	島 崎 和 広 君	会 計 管 理 者 長	渡 辺 音 哉 君
事 務 局 長		兼 会 計 室 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	山 田 祐 司
---------	---------	-----	---------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お疲れさまです。

午前中の説明会から引き続きということで、長丁場になりますが、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和6年第1回町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願ひます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長より指名します。

5番、渡邊昌昭議員、7番、上村和正議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

令和5年度河津町一般会計補正予算（第8号）について。

令和6年1月31日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは私のほうから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給を行うための補正予算でございます。

今回の補正予算は、システム改修、それから、プッシュ型の支給を行うため、予算は専決にて補正をさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第1号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,032万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,887万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月4日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着座をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、第1表のほうを説明させていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金7,032万5,000円 2項国庫補助金、同額でございます。

歳入合計7,032万5,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費7,032万5,000円 1項社会福祉費、同額でございます。

歳出合計7,032万5,000円。

恐れ入ります。3ページ、4ページの歳入歳出の補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金7,032万5,000円1節社会福祉費補助金7,032万5,000円。住民税非課税世帯等臨時特別給付金追加給付事業費等補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費7,032万5,000円1節報酬120万3,000円。会計年度任用職員分でございます。

3節職員手当等4万8,000円。時間外手当でございます。

4節共済費18万2,000円。社会保険料、雇用保険料共済組合の負担金でございます。

8節旅費10万5,000円、10節需用費14万7,000円。事業消耗品費、印刷製本費でございます。

11節役務費39万9,000円。通信運搬費、それから振込手数料です。

12節委託料34万1,000円。システム改修業務の委託、電算処理の業務の委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金6,790万円。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の追加補助金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

1点お伺いしたんですけれども、プッシュ型の7万円なんですけれども、これは現金そのもので支給しなければいけないのか、それとも西伊豆みたいにスマホを使った、そういうものもあり得るのか。

というのは、先ほどから話が出ているんですけども、7万円もらって、多分、3分の1の世帯の方、一人世帯のほうが多いのかなという気がするんですけども、使わずにたんす貯金に回ってしまうような気もしないではないんですけども、そういったあたりを、町内に9,000万円近いお金が、町内で循環するための何か手段というか方法、例えば、さくらちゃん商品券で支給できるものなのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいんです。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 今回の特別の給付金の件でありますけれども、支給方法等については各自治体が検討した中で、該当する自治体にふさわしい方法で、ということで、支給方法等、検討されているかと思います。

当町におきましては、そういった配布方法ですとか、現金なのか、商品券なのか、また、別の方法なのかということで検討しましたけれども、なるべくスピード感を持って、対象者に渡るような方法をとということで、今回、現金という形にさせていただきました。どうしてもやっぱり商品券とかとなると、いろいろな手続等時間がかかりますので、今回はそういったスピード的な面を考慮して、現金での給付ということでさせていただきました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村です。ということは別に現金じゃなくてもいいという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） その辺は各自治体によって、電子マネー的なものでやったりですとか、そういう商品券的なもので配布しているところもあるということで、認識しております。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） やはり、せっかく国が9,000万円近いお金を、町に循環してくれるという意味合いもあるんじゃないかなと思うんです。これを使わずに貯金されるのであれば、ぜひ、循環できるような商品券が、もし、可能であって何日くらいあれば、スピード感を持って現金にしたという話なんですけれども、例えば、1か月遅れてでもそういう町内に循環するのであれば、そういう方法も今後考えていただきたいと思っております。意見です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか、質疑がある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第1号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第1号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年1月31日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第1号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

河津町特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の給料月額を改定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「64万円」を「67万円」に改める。

第3条中「52万4,000円」を「56万4,000円」に改める。

第4条中「46万2,000円」を「51万2,000円」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 町長等の通勤手当の額は、河津町職員に給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

第8条中「期末手当」の次に「、通勤手当」を加える。

この議案の内容でございますが、定例会資料の1ページのほうに、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認願えればと思います。

なお、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第1号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第2号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第2号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年河津町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年1月31日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第2号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、河津町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の報酬

月額を改定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年河津町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「24万5,000円」を「29万5,000円」に、「18万7,000円」を「22万5,000円」に、「17万5,000円」を「21万1,000円」に、「16万8,000円」を「20万2,000円」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

なお、定例会資料2ページに、新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

また、報酬等審議会の答申書の内容につきましても、3ページ以降に添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第2号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第3号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第3号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,558万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,446万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年1月31日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第3号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

事務執行に当たって、所要額の補正、一部事業の翌年度への繰越し、翌年度事業実施に向

けた債務負担行為の追加を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金336万6,000円 2項国庫補助金、同額でございます。

19款繰越金1,221万7,000円 1項繰越金、同額でございます。

歳入合計1,558万3,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費358万3,000円 1項総務管理費44万円、2項徴税費21万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費292万6,000円。

7款土木費1,200万円 2項道路橋梁費、同額でございます。

歳出合計1,558万3,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。

追加でございます。

7款土木費 2項道路橋梁費、事業名、町道下佐ヶ野・湯ヶ野線法面改修事業720万円。こちらについては、町道下佐ヶ野・湯ヶ野線の法面改修事業は今回の補正を計上し、本年度から翌年度に事業を実施するため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。

追加です。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。

保健福祉防災センター長寿命化改修工事設計監理業務委託料、令和6年度、400万4,000円。

保健福祉防災センター長寿命化改修工事、令和6年度、1億6,500万円。

合計1億6,900万4,000円。

こちらにつきましては、保健福祉防災センターの長寿命化に伴い、改修工事及び設計監理業務について、債務負担行為を追加するものでございます。この債務負担行為により、3月上旬に入札を行い、12月の完成を目指すものでございます。

工事の内容ですが、屋根の改修、窓枠シーリング、外壁の修繕といったものを行います。
続きまして、5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金336万6,000円1節総務管理費補助金336万6,000円、社会保障・税番号制度対策費補助金44万円。こちらはマイナンバーカードに伴うシステム改修を行うものでございます。事業費の10分の10を予定しております。

社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金292万6,000円。戸籍付票システム改修に伴う改修費でございます。事業費の10分の10でございます。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1,221万7,000円1節繰越金1,221万7,000円。繰越金です。今回の補正予算の財源とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費5目電算費44万円12節委託料44万円。番号制度対応のシステム開発業務の委託料でございます。マイナンバーカードへの氏名のローマ字の表記に伴い、システム改修の追加を行うものでございます。

2項徴税費1目税務総務費21万7,000円22節償還金、利子及び割引料21万7,000円。町税等還付金でございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費292万6,000円12節委託料292万6,000円。戸籍システムの改修委託料でございます。戸籍付票への振り仮名の仮登録、また、戸籍付票への旧氏及び仮名の記載に伴うシステム改修を行うものでございます。

7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費1,200万円14節工事請負費1,200万円。道路補修工事でございます。町道下佐ヶ野・湯ヶ野線の、法面コンクリート吹きつけ部分の一部崩壊に伴う補修工事を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第3号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和6年第1回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度河津町一般会計補正予算 (第8号))	6. 1. 31	承認
議案第 1号	河津町特別職の職員で常勤の者の給料 等に関する条例の一部を改正する条例 について	〃	原案可決
議案第 2号	河津町議会の議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について	〃	〃
議案第 3号	令和5年度河津町一般会計補正予算 (第9号)	〃	〃